

【社説】

安保法成立1年 違憲性は拭い去れない

東京新聞 2016年9月20日

安全保障関連法の成立から一年。「違憲立法」の疑いは消えず、既成事実化だけが進む。戦後日本の平和主義とは何か。その原点に立ち返るべきである。

与野党議員が入り乱れる混乱の中、安倍政権が委員会採決を強行し、昨年九月十九日に「成立」と強弁する安保関連法。今年三月に施行され、参院選後の八月には自衛隊が、同法に基づく新たな任務に関する訓練を始めた。

政権は既成事実を積み重ねようとしているのだろうが、その土台が揺らいでいけば、いつかは崩れてしまう。その土台とは当然、日本国憲法である。

◆他衛認めぬ政府解釈

七月の参院選では、安保関連法の廃止と立憲主義の回復を訴えた民進、共産両党など野党側を、自民、公明両党の与党側が圧倒したが、そのことをもって、安保関連法の合憲性が認められたと考えるのは早計だろう。

同法には、「数の力」を理由として見過ごすわけにはいかない違憲性があるからだ。

安保関連法には、武力で他国を守ったり、他国同士の戦争に参加する「集団的自衛権の行使」に該当する部分が盛り込まれている。

安倍内閣が二〇一四年七月一日の閣議決定に基づいて自ら認めたものだが、歴代内閣が長年にわたって憲法違反との立場を堅持してきた「集団的自衛権の行使」を、なぜ一内閣の判断で合憲とすることができるのか。

憲法の法的安定性を損ない、戦後日本が貫いてきた安保政策の根幹をゆがめる、との批判は免れまい。成立から一年がたっても、多くの憲法学者ら専門家が、安保関連法を「憲法違反」と指摘し続けるのは当然である。

現行憲法がなぜ集団的自衛権の行使を認めているとは言えないのか、あらためて検証してみたい。

◆血肉と化す専守防衛

戦後制定された日本国憲法は九条で、戦争や武力の行使、武力による威嚇について、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄することを定めている。

これは、日本国民だけで三百十万人の犠牲を出し、交戦国にとどまらず、近隣諸国にも

多大な犠牲を強いた先の大戦に対する痛切な反省に基づく、国際的な宣言と云っていいだろう。

その後、日米安全保障条約で米軍の日本駐留を認め、実力組織である自衛隊を持つには至ったが、自衛権の行使は、日本防衛のための必要最小限の範囲にとどめる「専守防衛」を貫いてきた。

自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力で阻止する集団的自衛権については、主権国家として有してはいるが、その行使は専守防衛の範囲を超え、許されない、というのが歴代内閣の立場である。

日本に対する武力攻撃は実力で排除しても、日本が攻撃されていなければ、海外で武力を行使することはない。日本国民の血肉と化した専守防衛の平和主義は、戦後日本の「国のかたち」でもある。

しかし、安倍内閣は日本が直接攻撃されていなくても「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には集団的自衛権の行使が可能だと、憲法を読み替えてしまった。

その根拠とするのが、内閣法制局が一九七二年十月十四日に参院決算委員会に提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」だ。

安倍内閣は、自衛権行使の要件として挙げている「外国の武力攻撃」の対象から「わが国」が抜けていることに着目。攻撃対象が他国であっても、自衛権を行使できるとあると解釈し、「法理としてはまさに（七二年）当時から含まれている」（横島裕介内閣法制局長官）と強弁している。

しかし、それはあまりにも乱暴で、粗雑な議論である。当時、この見解作成に関わった人は、集団的自衛権を想定したものではないことを証言している。

国会での長年にわたる議論を経て確立した政府の憲法解釈には重みがあり、一内閣による恣意（しい）的な解釈が認められないのは当然だ。それを許せば、国民が憲法を通じて権力を律する立憲主義は根底から覆る。安倍内閣の手法は、歴史の検証には到底、耐えられない。

◆憲法の危機直視せよ

日本の安保政策を、専守防衛という本来の在り方に戻すには、集団的自衛権の行使を認めた閣議決定を撤回し、安保関連法を全面的に見直すしかあるまい。

安倍政権は、自民党が悲願としてきた憲法改正に向けて、衆参両院に置かれた憲法審査会での議論を加速させたい意向のようだが、政府の恣意的な憲法解釈を正すことが先決だ。

与野党ともに「憲法の危機」を直視すべきである。

社説

安保法成立1年 現実的な議論をもっと

毎日新聞 2016年9月19日

集団的自衛権の行使などを認めた安全保障関連法が成立してきょうで1年になる。

この1年だけでも日本を取り巻く国際情勢には大きな変化が見られた。金正恩体制下の北朝鮮は2度も核実験を強行し、ミサイルの発射も繰り返している。台頭を続ける中国は国際仲裁裁判所の判決を無視し、南シナ海で覇権的な姿勢を崩そうとしない。

一方、米国では共和党大統領候補のトランプ氏が日本を含む同盟国との関係見直しをたびたび口にしてきた。こうした安全保障環境の変化に鈍感であってはならない。だからといって、力には力で対抗する発想は悪循環を招く。

日本が取るべき道は、憲法9条の制約を踏まえつつ、自衛隊と在日米軍との効果的な連携を追求していくことだろう。その意味で、安保政策の積み重ねから飛び越えた安保法制は、政治的にも、自衛隊の部隊運用の面でも不安定さを残した。

しかも集団的自衛権をめぐる憲法問題に議論が集中したため、他の重要な論点が手つかずのままになっている。この状態で、近く政府は平時から米軍の艦船などを守る「米艦防護」の訓練に入るといふ。

米艦防護は、米側の期待も高く、「同盟強化」の核心をなすと見られている活動だ。米軍が弾道ミサイルの警戒監視や自衛隊との共同訓練、日本の平和や安全に重要な影響を与える「重要影響事態」で輸送・補給をしている時に攻撃を受けた場面が想定されている。

米艦防護には、米軍が自衛隊と連携して「日本の防衛に資する活動」をしている場合という前提がある。だが、これがどこまでの活動を指すのか必ずしも整理されていない。

例えば南シナ海で将来、自衛隊と米軍が共同で警戒監視をするような場合に「日本の防衛に資する活動」と言えるのか、はっきりしない。

米艦防護には、地理的制約もなければ、集団的自衛権のように「武力行使の新3要件」や「国会承認」もない。米軍などの要請があり、防衛相が必要と認めれば実施できる。

野党は昨年の国会審議で「集団的自衛権の抜け道」と批判した。その後も、運用の方針も基準も示されていない。内閣や国会の関与のあり方も決まっていない。

基準があいまいなのは、米艦防護だけではない。集団的自衛権の行使を認める存立危機事態も、地球規模で後方支援ができる重要影響事態も、国民にイメージがわからないまま、

政府判断にゆだねられる。

臨時国会で野党はこれらの問題を追及し、政府は丁寧に説明してもらいたい。

社説

安保関連法 1年 様々な危機対処の重要基盤だ

読売新聞 2016年09月19日

安全保障関連法が制定されてから、19日で1年を迎える。

アジア情勢が不安定化する中、安保関連法の適切な運用により、日米同盟を強化し、日本の安全をより確かなものになりたい。

北朝鮮は核実験や弾道ミサイル発射を繰り返す。中国は独善的な海洋進出と軍備増強を続ける。国際テロの脅威も拡散している。

こうした様々な危機に効果的に対処するうえで、安保関連法は重要な基盤となっている。

日本の存立が脅かされるような事態が発生した際には、集団的自衛権の限定的な行使が可能になった。平時でも、自衛隊が米軍艦船を防護することができる。

安保関連法は既に、日米の信頼関係を高め、防衛協力を深化させるのに大きく寄与している。

北朝鮮の再三のミサイル発射に関して、自衛隊と米軍が情報共有や共同の警戒監視活動をより円滑に実施できるようになった。

今月9日の北朝鮮の核実験を受けて、日米の外務・防衛当局の局長級がテレビ会議を開催した。安保関連法制定を前提に昨年4月に改定された防衛協力の指針（ガイドライン）に基づく「同盟調整メカニズム」の一環である。

15日の日米防衛相会談では、調整メカニズムが効果的に機能していると評価し、今後一層活用する方針で一致した。不慮の事態に即応できるよう、平時から日米の当局者が緊密に意見交換しておくことが大切である。

稲田防衛相は8月下旬、安保関連法に基づく自衛隊の新たな任務の訓練を開始すると発表した。

日米2国間や、韓国、豪州などを加えた多国間の訓練を重ねて、艦船防護や、補給・輸送支援などの熟練度を高めることが欠かせない。危機を未然に回避するための抑止力の向上につながろう。

安保関連法では、国際平和協力活動も拡充された。紛争の発生後に特別措置法をいちいち制定しなくても、人道復興支援や他国軍への後方支援活動に機動的に自衛隊を派遣できるようになった。

南スーダンでの国連平和維持活動（PKO）に11月に派遣される陸上自衛隊の部隊には、「駆けつけ警護」任務が付与される見通しだ。民間人に救援要請されても断るしかないという、いびつな状況が解消される意義は大きい。

新たな任務には、危険も伴う。従来以上に現地情勢の情報収集を強化するとともに、実戦的な訓練を通じてリスクを最小限にする努力が求められる。

主張

「戦争法」強行1年 発動許さず、廃止の運動さらに

しんぶん赤旗 2016年9月19日(月)

安倍晋三政権が昨年9月19日に戦争法（安保法制）の成立を強行してから1年です。戦争法案の廃案を求め、空前の規模に広がった国民の運動や世論に背を向け、大多数の憲法学者や歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官など、かつてない広範な識者からの「憲法違反」との批判にも一切耳を貸さなかった安倍政権の独裁的暴挙は、日本の戦後政治史上、最悪の汚点を残しました。安倍政権は今年3月に戦争法の施行を強行し、本格運用に乗り出しています。戦争法の発動を許さず、廃止を求めるたたかいをさらに発展させることが必要です。

迫る「殺し殺される」危険

「今こそ実行の時だ」一。安倍首相は12日の自衛隊高級幹部への訓示で、集団的自衛権の行使を容認した戦争法と「これと軌を一」にした日米新ガイドライン（軍事協力の指針）が本格運用の段階に入る時だと述べました。

戦争法は、地球規模での米軍への戦争支援を決めた新ガイドラインの実効性を担保し、自衛隊による海外での武力行使の仕組みを幾重にも盛り込んだ違憲の法律です。▽集団的自衛権の行使▽「戦闘地域」での米軍への兵站（へいたん）▽戦乱が続く地域での治安活動▽米軍を防護する武器使用…。こうした仕組みのどれもが、戦争放棄と戦力不保持を定めた憲法9条の乱暴な破壊であることは明白です。

安倍政権は戦争法の本格運用に向け、武器使用の手順を定めた「部隊行動基準」をはじめ規則類などをひそかに作成してきました。7月の参院選での国民の批判を恐れて先送りしてきた戦争法に基づく新任務の訓練も8月に全面実施していくことを発表しました。

歴代政府が違憲としてきた集団的自衛権の行使や「戦闘地域」での米軍への兵站などを想定した訓練が、10月から実施予定の日米共同統合実動演習キーン・ソードなどで狙われているのは重大です。

戦争法に基づく集団的自衛権の行使は、米国がイラク戦争のような先制攻撃の戦争を起こした際、日本が集団的自衛権を発動して自衛隊を出動させ、米軍とともに武力を行使するところに本質的な危険があります。米軍への兵站も、歴代政府が「他国の武力行使と一体化する」ため違憲としてきた「戦闘地域」での活動が地球規模で可能になりました。安倍政権は、米軍への兵站を米国と協定するため、今月下旬からの臨時国会にACSA（日米物品役務相互提供協定）承認案の提出も狙っています。

内戦状態が続く南スーダンのPKO（国連平和維持活動）に11月に派遣予定の自衛隊部隊は今月14日から、戦争法に基づく「駆け付け警護」など新任務の実動訓練を既に始めています。「駆け付け警護」は、襲撃された他国軍などを救出するため武器の使用が認められている任務です。自衛隊員が戦後初めて「殺し、殺される」現実的な危険が差し迫っています。

野党と市民の共同大きく

戦争法は一刻も放置できません。戦争法に反対するたたかいはこの1年で、「安保法制廃止、立憲主義回復、安倍政権打倒」という戦後政治史上かつてない野党と市民の共闘に大きく発展しています。戦争法の発動を阻止し、廃止に追い込むことは急務です。そのための共同のたたかいをさらに大いに広げようではありませんか。